

エレベータ戸開走行保護装置について

平成 23 年 2 月 22 日
東京大学施設部

標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

1. 戸開走行保護装置が義務化されたことを知っているか。

(回答)

・東京大学施設部としては当初より承知しており、新設時、及び大規模改修時には対応しております。

2. 既設エレベータに戸開走行保護装置が既に設置されたケースはあるか、または近い将来に設置する予定はあるか。

(回答)

・既設エレベータに設置したケースはありませんが、積極的に設置する必要があると考えており、以前より各メーカーに依頼して改修方法、費用等の確認をしております。
・全面的な改修時には、すでに対応しております。

3. 戸開走行保護装置を設置する予定がない場合、その理由は。

(回答)

・

4. どういう状況になれば、既設エレベータに戸開走行保護装置の設置を検討するようになるか。

(回答)

・安全性を確保しつつ、シンプルで安価な技術の確立が必要と考えます。

5. 価格、工期、行政上の取扱いなどの面で、戸開走行保護装置の設置の阻害要因と考えられるものはあるか。

(回答)

・対応策はエレベーターの設置時期、機種によって大きな差があり、大規模な改修を必要とするものもあるため、工事費が多大となることが阻害要因になると思われます。

6. どのような戸開走行保護装置の設置促進策が考えられますか。

(回答)

・東京大学としては、地震対策と同様に国策として予算の措置が望まれます。

以上

東京大学柏キャンパスエレベーター事故対応状況

■経緯（概略）

- 11/11（木） 東京大学柏キャンパス総合研究棟内シンドラーク製エレベーターにおいて戸開き走行の事故発生
（定員19名のエレベーターに18名が乗ったところ、戸開き状態で下降し、2名が乗り場に戻ったが、内1名が打撲傷を負った。）
- 12（金） 事故機の事故時状況及び現場調査
社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会
国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室
柏市都市計画部建築指導課
- 13（土） 全学内に事故発生通知および事故機ならびに他のシンドラーク製エレベーター計15機（柏：13機／駒場Ⅱ：2機）の使用停止を決定
本部にて外部有識者を含めた**臨時昇降機調査委員会発足**を決定
シンドラーク社による緊急点検（1）
- 14（日） シンドラーク社による緊急点検（2）
柏キャンパス内にて緊急対策会議
- 15（月） 柏市より事故機の使用禁止勧告を受理
シンドラーク社による事故経緯の説明
- 17（水） **第1回臨時昇降機調査委員会**
事故発生経緯の確認
事故原因の検討
（財）日本建築設備・昇降機センター立会いでの詳細検査実施を確認
- 18（木） 事故経緯等について全学内に通知
- 20（土） シンドラーク製エレベーターの詳細検査（柏キャンパス）
（（財）日本建築設備・昇降機センター立会い）
- 21（日） 同上
- 22（月） **第2回臨時昇降機調査委員会**
事故原因の検討及び詳細検査の状況確認
全学内に経過報告
- 24（水） シンドラーク製エレベーター詳細検査（柏及び駒場Ⅱキャンパス）
（（財）日本建築設備・昇降機センター立会い）
- 25（木） シンドラーク製エレベーター詳細検査（柏キャンパス）
（（財）日本建築設備・昇降機センター立会い）

- 26（金） 臨時昇降機調査委員会立会による事故機の事故時状況再現・検証実験（柏）
（昇降機等事故対策委員会，国交省，千葉県，柏市立会い）
現場検証の後，合同会議（シンドラ社に追加資料の提出を指示）
全学内に経過報告
- 29（月） 第3回臨時昇降機調査委員会
緊急点検及び詳細検査及び(財)日本建築設備・昇降機センターによる詳細
検査の結果を踏まえ、同型機以外の11基の運転再開を決定
- 11/25 ～ 12/8 事故機と同型の手動ブレーキ解放ワイヤーを使用している他社製エレベーターの現地調査
- 12/6（月） シンドラー社より事故原因及び今後の対応に関する報告書を受理
業務改善計画等について学内で検討し、再提出を依頼
- 17（月） 第4回臨時昇降機調査委員会
シンドラ社より事故原因及び今後の対応に関する報告書(修正版)を受理
事故原因及び今後の対応について検討し全学内に経過報告

病院建物内のエレベーターに関する調査 報告書

社団法人 日本病院会

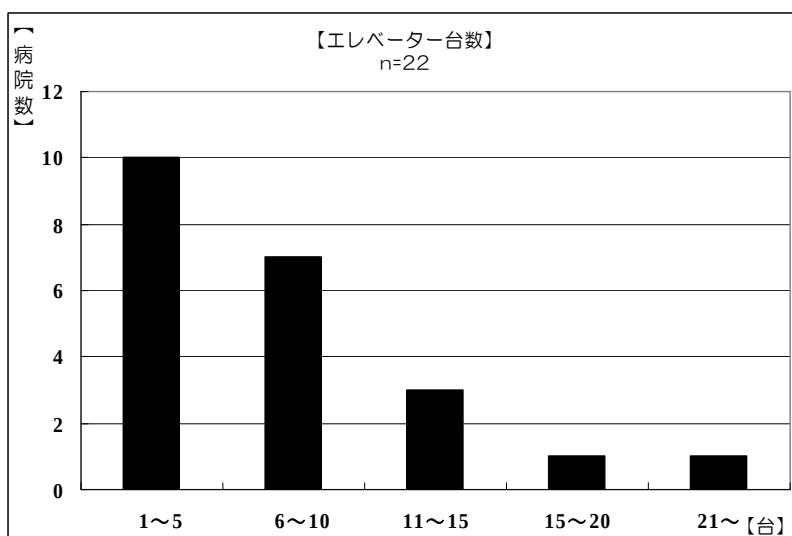
調査対象：日本病院会の会長、副会長、常任理事所属の病院 26 病院

有効回答：22 病院

回答率：84.6%

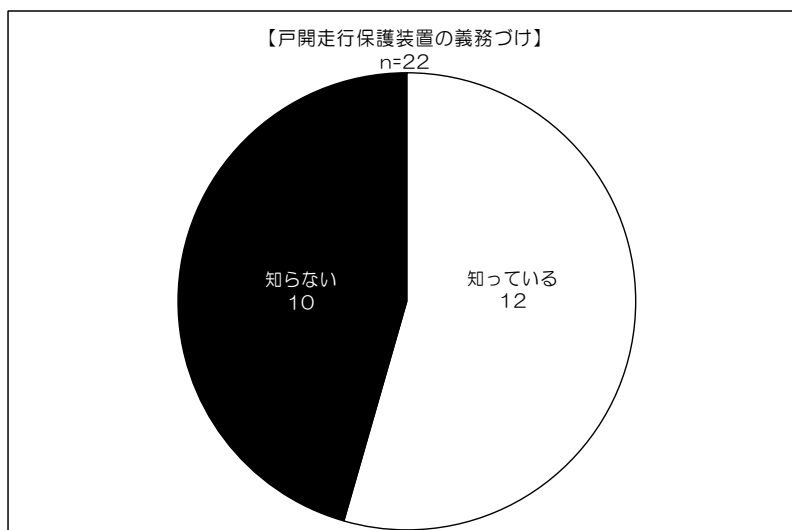
調査票：別紙ご参照

Q1 病院内にエレベーターは何台ありますか

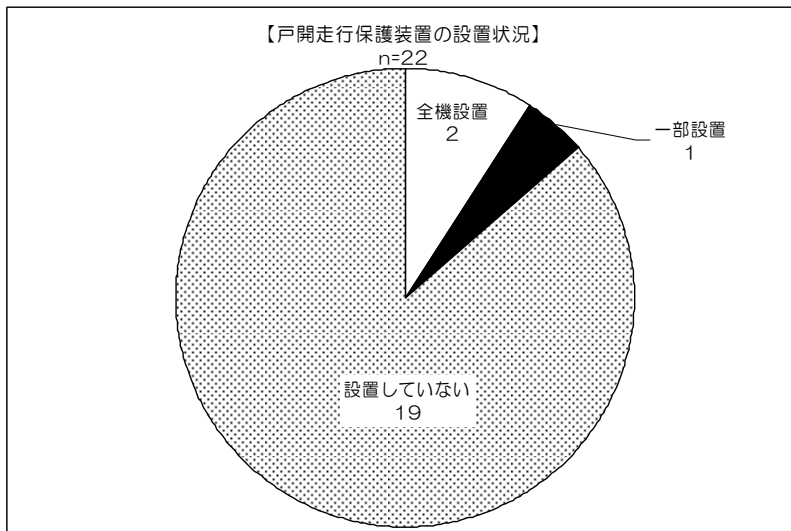


【参考】 最大値：23 台 最小値：1 台 平均：7.4 台

Q2 平成 21 年 9 月に改正建築基準法施行令が施行され、「戸開走行保護装置」の設置が義務化されたことをご存じですか。



Q 3 病院内のEVに「戸開走行保護装置」が設置されていますか。

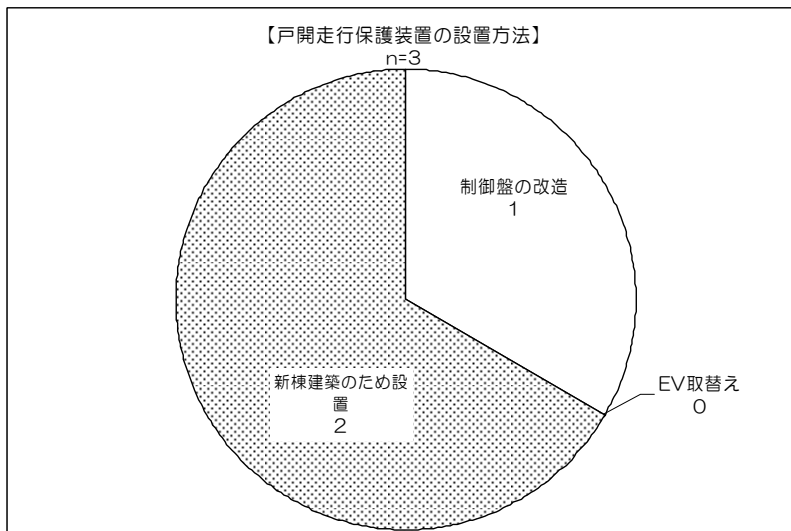


【参考】全機設置 2 病院について

- ・ 1 病院 : EV1 台、法改正に伴い設置
 - ・ 1 病院 : EV4 台、新棟建替え時に設置
- 一部設置 1 病院は、新棟増築時に設置

Q 4 「戸開走行保護装置」の設置方法はどれですか。

* Q 3 で「全機設置」、「一部設置」と回答の 3 病院対象

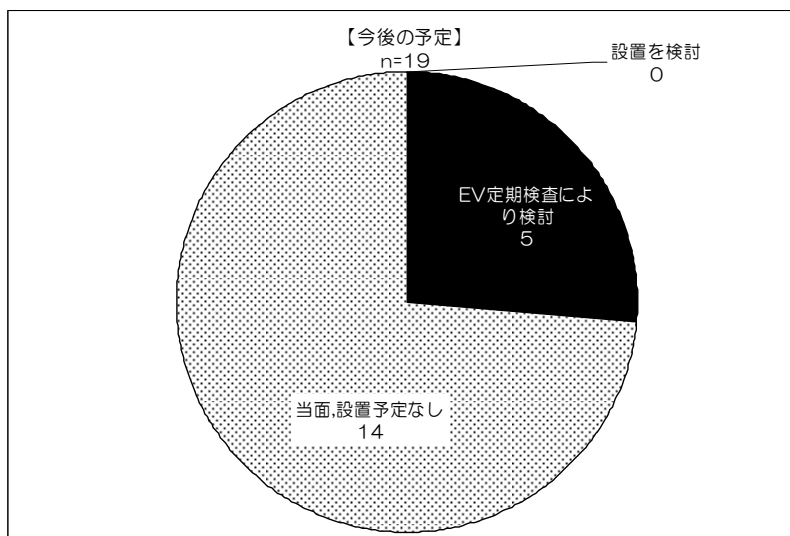


Q 5 「戸開走行保護装置」を設置していない理由を教えてください。

* Q 3 で「設置していない」と回答の 19 病院対象

改正法施行前の設置のため	7
既設 EV に設置義務がないため	5
病院が移転、新棟建築など予定のため	4
改正法を知らなかったため	2
無回答	1

Q 5 - 2 今後の予定を教えてください。



Q 6 「戸開走行保護装置」設置の阻害要因と考えられるものがあれば具体的に教えてください。* 複数回答 自由記載

工事費が高額	10
工事中の EV の運用問題	5
補助金制度がない	2
事故発生の危険性を余り感じない	1
工事が大がかり	1
メーカーの技術の向上	1

病院建物内のエレベーターに関する調査

選択肢に○印、または（ ）に記述でお答えください。この用紙をご返送ください。

Q1 病院内にエレベーター（以下「EV」という）は何台ありますか。

〔 〕 台

Q2 平成21年9月に改正建築基準法施行令が施行され、「戸開走行保護装置^{*1}」の設置が義務化されたことをご存じですか。 ^{*1} 詳細は添付資料をご参照ください

- ①知っている
- ②知らない

Q3 病院内のEVに「戸開走行保護装置」が設置されていますか。

- ①全て設置している →Q4をご回答ください
- ②一部で設置している →Q4をご回答ください
- ③設置していない →Q5、Q5-2をご回答ください

●Q3で①あるいは②と回答した病院に伺います。

Q4 「戸開走行保護装置」の設置方法はどれですか。

- ①既設EVの制御盤等の改造で対応した。
- ②EV全構成機器の取替えをした。
- ③その他〔 〕

▲Q3で③と回答した病院に伺います。

Q5 「戸開走行保護装置」を設置していない理由を教えてください。

〔 〕

Q5-2 今後の予定を教えてください。

- ①現在、「戸開走行保護装置」の設置を検討している。
- ②EV定期検査の結果により検討する。
- ③当面、「戸開走行保護装置」の設置予定はない。

Q6 「戸開走行保護装置」設置の阻害要因と考えられるもの（価格、工期、行政上の取扱い等）があれば具体的に教えてください。

〔 〕

担当部署 _____

病 院 名 _____

エレベーター戸開走行保護装置に関するヒヤリング結果について

平成 23 年 2 月 21 日
社団法人日本ホテル協会

1. 平成 21 年 9 月に改正建築基準法施行令の公布により、「戸開走行保護装置」の設置が義務化されたことをご存じですか。

<回答>

都内大手ホテルの総務(管理部門)担当者に確認したところ、義務化の話については知っておりました。

しかしながら、地方のホテルや規模の小さなホテルにおいては、どの程度把握しているかは不明です。

2. 本保護装置の設置義務化により、戸開走行保護装置を設置又はその予定がありますか。

<回答>

ヒヤリングを行ったホテルにおいては、既設のエレベーターに戸開走行保護装置を設置したケースはありません。

また、今後の予定については具体的な時期はわかりませんが、確認申請を伴う大規模リニューアル時やエレベーター取替時に対応することになると思われます。

3. 戸開走行保護装置を設置する予定がない場合の理由はなんですか。

<回答>

検査資格者による検査が行われ、現実的にも故障・事故の発生がなく、安全に運行されているためと思われます。

また、既設エレベーターに、戸開走行保護装置を設置する場合には、高額な費用負担が想定されることと、24時間365日稼働しているホテルにおいて、改修工事に要する工期が長いということは大きな阻害要因となると思います。

4. どういう状況になれば、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置が検討されるようになりますか。

<回答>

既存エレベーターの危険性が数値で示され、安全性に疑問が生ずる状態ということが明確になれば対応を進めることになります。この場合はメーカーサイドの責任により、ただちに無償で修理等を実施すべきであると考えます。

5. 価格・工期・行政上の取扱いなどの面で、戸開走行保護装置の設置阻害要因と考えられるものがありますか。

<回答>

価格は100万円から最大で1000万円程度要すると聞いていますので、とても現在の経営状況では新規投資は難しいと思いますし、上述のとおり、そもそも安全性に問題があるのだとしたら、メーカーサイドの負担によるべきものと思います。

工期については、相当程度短縮されない場合は、大規模改修時に合わせて実施する以外、現実的に難しいのではないのでしょうか。

行政上の取扱いについては、戸開走行設置促進のインセンティブがないことも設置が進まない要因の一つであると思います。

6. どのような戸開走行保護装置の設置促進策が考えられますか。

<回答>

上記4. 及び5. で述べたとおり、そもそも既存のエレベーターの安全性が問題であるということが明らかにされるのであれば、メーカーの責任において保護装置の設置が行われ設置が進むと考えられますが、安全性には問題がないという前提であれば、製品価格の低価格化の実現、工期の大幅な短縮と大規模な補助金制度と併せて税制の優遇措置のインセンティブを付けることが設置促進策となると思います。

7. 協会として設置促進に向けた何らかの対応ができないのでしょうか。

<回答>

上記6で回答した様な設置促進策が決定した場合には、会員ホテルに対して積極的な広報を行っていきたいと思います。

以上

エレベータ戸開走行保護装置について

平成 23 年 2 月 18 日
日 本 百 貨 店 協 会

標記の件につきまして、大手百貨店 3 社からのヒアリングをもとに、次のとおり回答いたします。

1. 戸開走行保護装置が義務化されたことを知っているか。

(回答)

- ・各百貨店の総務担当（ビルメンテ管理者）は、義務化されたことについて十分認識しています。（経営トップまでは周知されてはいるとは言えませんが。）

2. 既設エレベータに戸開走行保護装置が既に設置されたケースはあるか、または近い将来に設置する予定はあるか。

(回答)

- ・現状では各百貨店とも、既設エレベータに設置したケースは見られませんが、今後大規模な改修（リニューアル）を行う際に設置するとしています。
- ・各百貨店ともエレベータの安全な運行管理を徹底しており、事故もないことから特に緊急性がないことが設置が進まない一つの要因ではないかと考えています。特に混雑時にはご案内係が同乗するなど、戸開のまま走行することはまずありえないと思われます。

3. 戸開走行保護装置を設置する予定がない場合、その理由は。

(回答)

- ・この装置が遡及適用されなかったことが示しているとおおり、かなりの費用負担と工期かかることなどから大規模な改修（リニューアル）の際でないと設置しづらいと言えます。
- ・なお、エレベータメーカーによっては、まだ既存改修を行うための製品が認定を受けていないため、既存品に増設できないケースがあるようです。

4. どういう状況になれば、既設エレベータに戸開走行保護装置の設置を検討するようになるか。

(回答)

- ・大規模な改修（リニューアル）を実施する際には当然検討されます。大体、百貨店での大規模改修は 5 年～ 10 年程度で実施されていることから見て、その程度はかかるものと思われます。

5. 価格、工期、行政上の取扱いなどの面で、戸開走行保護装置の設置の阻害要因と考えられるものはあるか。

(回答)

- ・かなりの費用負担と工期がかかることが最大の阻害要因と考えられます。

6. どのような戸開走行保護装置の設置促進策が考えられますか。

(回答)

- ・製品の低価格化と短工期化が最大の促進策と考えます。また出来れば、補助金など金銭面での国のサポートがあれば大きなインセンティブになると思われます。

7. 協会として何らかの対応は出来ないか。

(回答)

- ・戸開走行保護装置について、担当者は十分理解していますので、製品の低価格化と短工期化、国の補助金などが実施されれば、促進されると思われます。当協会としては、前記のようなことが実施されれば、それに関する PR 活動には協力したい。

以上

既設エレベーターへの「戸開走行保護装置」の設置について

平成23年2月23日
日本チェーンストア協会

1. 当協会会員社に「戸開き走行保護装置が義務化されたことを知っているかどうか」について聴取したところ、ほとんどの社が知っていると回答。
2. 戸開き保護装置の設置の阻害要因として各社が指摘している点は、下記の通り。
 - ① 設置コストが高いこと（1千万円単位であり、3千万円以上の店もある。）
 - ② 制御そのものの入れ替えになる大規模改修となるため、店舗運用上の影響が大きいこと（利用不可期間・手続き等）。
3. 設置促進策として各社が指摘している点は、下記の通り。
 - ① 安価な装置の開発
 - ② 補助金、免税などの支援措置

以 上